

# 移送車両貸出事業申請注意事項

片品村社会福祉協議会

## 対象者

- ①自力で乗車する事が困難な老人及び身体障害者またはその家族
- ②社協に登録するボランティア団体または個人
- ③片品村役場及び村内の社会福祉施設

## 利用基準

- ①要介護者は車イス使用又は移動に介護者を要する者で、  
運転手と介護者を依頼できる者とする
  - ②ボランティアは要介護者の移送サービス又は  
在宅老人等の交流・保養事業等で社協に登録のある者とする
  - ③役場又は社会福祉施設が当該車両を使用し、事業を実施する場合
- ※26歳未満の運転禁止（任意保険が適用されません）**

## 利用手続

- ①利用申請書（別紙）を3営業日前までに提出し、許可を受けること。  
※予約は1日を単位とする
- ②村外でレジャー等に使用する場合は旅行傷害保険の加入すること。  
利用申請書に保険証書又は領収書の写しを添付すること。
- ③利用申請書と異なる利用の必要が生じたときは、事前に利用申請書を再度提出し、許可を受けなければならない。

## 利用料

- ①利用料は無料とする。（ただし燃料は利用者負担とする）
- ②返却後、著しく汚れている場合は業者委託で車両の洗車・清掃を行い、その代金を利用者に負担して頂くことがあります。

## 利用終了

- ①燃料は満タンにして返還すること。
- ②翌日の利用に支障のないように、必ず洗車・清掃すること。
- ③運行状況及び点検清掃状況等を使用記録簿（別紙）を記入すること。

**※事故・違反等があった場合には、事務局長に報告すること。**